

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律に基づく  
特定デジタルプラットフォームに対する経済産業大臣による評価（案）  
に対する意見

2022年12月9日

経済産業省商務情報政策局情報経済課デジタル取引環境整備室  
パブリックコメント担当 御中

郵便番号 150-0013

住所 東京都渋谷区恵比寿 4-4-5 第3伊藤ビル 603

名称 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム

常務理事 越智政人

電話番号 03-5449-6409

電子メールアドレス [info@mcf.or.jp](mailto:info@mcf.or.jp)

この度は、意見を表明する機会をいただき誠にありがとうございます。

関係者各位のご尽力で、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（以下「透明化法」）に基づく特定デジタルプラットフォームに対する経済産業大臣による評価（案）が取りまとめられたことに感謝申し上げます。

以下のように意見を提出させていただきますので、何卒ご査収の程お願い致します。

## ◆MCF意見

本評価を行うに当たり、特定デジタルプラットフォーム提供者から提出された令和3年度定期報告書等の内容、デジタルプラットフォーム取引相談窓口に寄せられた情報、その他アンケート調査等の情報を確認するとともに、「モニタリング会合」を通じて、学識経験者や関係者の意見を聴取することで、網羅的、体系的にデジタルプラットフォームの利用に関する論点が明らかになり改善方針が示されたことは、大きな前進であり賛同する。また、形式にとらわれず最新の事例に関しても評価対象とされたことは、変化の激しい不確実性の高い環境においては、重要なことであると考えます。

評価にあたって経済産業大臣の注視や期待が具体的に明記されたことは、経年的な施策である透明化法の運用にあたって継続的な改善が促進することが期待される。また、アプリ事業者団体の立場からは、透明化法の運用に限らず、透明化法の枠組みや既存法令での対応が難しいものについては、強制力ある介入方策について検討していくことが考えられる旨が示されたことも評価できる。

以下2点、個別論点について提案と意見を提出する。

本評価を踏まえた対応の方向性について、「国内外の民間団体や政府機関等と連携した改善施策」を追加することを提案する。透明化法による取り組みは相互理解の促進という目的によって双方の主張を社会に明らかにして社会的な議論を喚起するという使命がある。また、改善方針等でも記載されているように、デジタルプラットフォームに関する論点は、社会全体に大きな影響をあたえるグローバルイシューであるため、行政機関だけでなく国内外の事業者及び利用者の団体及び学術団体やメディア等も含んだ関係者が連携した取り組みが重要であると考えからである。

一方で、デジタルプラットフォーム提供者とアプリ事業者の間には、主に立場の違いを要因とする根本的な認識のギャップがあることも明らかになっている。

具体的な例としては、「別添2：特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価（詳細）」の2(5)②「アプリ審査の予見可能性」に関して、アプリ事業者からは事前審査の要望が寄せられているが、デジタルプラットフォーム事業者からはベータテストのプロセスによって代替されているとの認識が示されている。

現在、アプリの高度化等により開発費等のコストは高騰しており、ベータテストを実施する前段階として開発投資の是非等の事業判断を行う段階で、何らかガイドラインの抽象性を補完するような仕組みにより予見可能性が担保されないと、イノベーションを促進するための先進的なアプリの開発に挑戦することが困難になりつつある。この状況は、双方にとって望ましいことでないと考えられるため、認識のギャップを埋めるための継続的な取り組みから改善に向けての早急な対応が必要である。